

# 利用者負担額表 小規模保育施設用

(標準・短時間認定用)

令和5年4月分～令和5年8月分保育料 = 令和4年度市民税を基に算定  
 令和5年9月分～令和6年8月分保育料 = 令和5年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正  
 単位:円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育標準時間 3歳未満児		保育短時間 3歳未満児		第3子以降	
			第1子	第2子	第1子	第2子		
			第1子	第2子	第1子	第2子		
年 齢 上 限 制 無 し ★	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	
	2-2			0	0	0	0	
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親等	3,500	0	3,400	0	0
	3-2			8,100	4,000	7,900	3,900	0
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	ひとり親等	4,900	0	4,700	0	0
	4-2			10,800	5,400	10,500	5,200	0
	5-1	10,000円以上 48,600円未満	ひとり親等	5,300	0	5,200	0	0
	5-2			11,700	5,800	11,400	5,700	0
	6-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0
	6-2			14,400	7,200	14,100	7,000	0
	6-3	57,700円以上 60,700円未満	ひとり親等	7,200	0	7,000	0	0
	6-4			14,400	7,200	14,100	7,000	0
	7-1	60,700円以上 72,800円未満	ひとり親等	8,100	0	7,900	0	0
	7-2			16,200	8,100	15,800	7,900	0
	8-1	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親等	8,100	0	8,100	0	0
	8-2			18,000	9,000	17,600	8,800	0
	8-3	77,101円以上	84,900円未満					
	9	84,900円以上	97,000円未満	19,800	9,900	19,400	9,700	0
	10	97,000円以上	115,000円未満	21,600	10,800	21,100	10,500	0
11	115,000円以上	133,000円未満	26,100	13,000	25,600	12,800	0	
12	133,000円以上	151,000円未満	29,700	14,800	29,100	14,500	0	
13	151,000円以上	169,000円未満	33,300	16,600	32,600	16,300	0	
14	169,000円以上	202,000円未満	38,700	19,300	37,900	18,900	0	
15	202,000円以上	235,000円未満	43,200	21,600	42,300	21,100	0	
16	235,000円以上	268,000円未満	46,800	23,400	45,900	22,900	0	
17	268,000円以上	301,000円未満	48,600	24,300	47,700	23,800	0	
18	301,000円以上	349,000円未満	50,400	25,200	49,500	24,700	0	
19	349,000円以上	397,000円未満	52,200	26,100	51,300	25,600	0	
20	397,000円以上		55,800	27,900	54,800	27,400	0	

★交野市では、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半額」、第3子の場合は「無料」とする軽減措置を行っています。

(注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。)

※上記の階層について、国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から教えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

### 【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

### 【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。